

# CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.154 April, 2022

## 目次

### 〈新年度のご挨拶〉

アジア太平洋研究センター (CAPS) 所長 高安健将.....1

### 〈2021年度 研究プロジェクト紹介〉

共同研究プロジェクト「ESG Investment Strategies for  
SDGs in the Asia-Pacific Region」  
経営学部 教授 鷹岡 澄子.....2

### 〈CAPS企画の報告〉

学生主催映画上映会 & シネマダイアログ  
「難民キャンプで暮らしてみたら」報告  
成蹊大学 法学部政治学科1年 加藤 美和.....3

### CAPS設立40周年記念オンライン講演会

「北東アジアと『近代』の出会い：多様性と独自性」報告  
CAPS ポスト・ドクター 鄭 康烈.....4

### 〈CAPS研究員 研究内容紹介〉

「沖縄県の自治体外交」  
CAPS 主任研究員 小松 寛.....6

### 〈シリーズ 本を読む〉

「文化的に生きる権利—文化政策研究からみた憲法第  
二十五条の可能性」  
文学部 教授 川村 陶子.....7

〈CAPS活動報告〉.....8

## 新年度のご挨拶

アジア太平洋研究センター (CAPS) 所長 高安 健将 (法学部 教授)

4月に入り、新しい年度を迎えました。

私たちの社会は、足掛け4年度にわたり、新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされて参りました。また、今年に入ると、ロシアが隣国ウクライナに一方的に侵攻し、世界の秩序が今後大きく動揺する恐れが生じています。

これまでアジア太平洋研究センターでは、専門家や特定テーマの当事者、学生、一般市民の方々がつながる「場」として、様々な対面での活動を行って参りました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、そうした活動を行うことが困難となったため、当センターでは昨年度も主にオンラインによるイベントを実施いたしました。

6月は2020年より開始した朝日新聞国際報道部との共同企画「コロナ時代の世界」の続編として「右派ポピュリズム時代のブラジル」を、7月は渡邊昭夫名誉教授（東京大学・青山学院大学）らを迎えて「平成の宰相たち」を配信いたしました。9月にはCAPS設立40周年記念講演会として、包括連携協定校の島根県立大学の研究者の方々とともに「北東アジアと『近代』の出会い」を、10月には朝日新聞共同企画「気候危機で変わる世界」を配信いたしました。11月は40周年記念ラウンドテーブル「アジア太平洋研究センターの未来を考える」を開催し、今後の当センターのあり方について議論させていただきました。12月は学部生主催による映画上映会、

2022年2月にはオンライン研究会「戦後沖縄の政治と行政」を開催しました。また、ONLINE CAPS CINEMAも年度を通して継続し、SDGsに関連した映画を学内の皆様にご視聴頂きました。

いずれの企画も、多くの学生や市民の方々のご参加を頂くことができ、今後につながる試みとなりました。ご協力頂いた朝日新聞のジャーナリストの方々、ご参加頂いた研究者の方々、本学教員の方々、企画責任者の学生さん、そして学長室ならびに当センターのスタッフに心より御礼申し上げます。

アジア太平洋研究センターの活動は、優秀で熱意ある研究スタッフと事務スタッフがいて、両者が協力して企画の担い手になってくれています。その研究スタッフに2021年度より小松寛さんが主任研究員として、また、鄭康烈さんがポスト・ドクターとして着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度も、様々な企画を計画しておりますので、今後、随時ご案内をさせていただきます。ご関係の皆様、学内の皆様、ご協力とご参加を頂ければ大変に幸いです。

2022年度もどうぞよろしくお願いいたします。



## 2021年度 研究プロジェクト紹介

### 共同研究プロジェクト「ESG Investment Strategies for SDGs in the Asia-Pacific Region」

経営学部 教授 鷹岡 澄子

本共同研究プロジェクト「ESG Investment Strategies for SDGs in the Asia-Pacific Region」は、本学教員2名と海外で勤務する研究者5名で成り立っている。2021年4月の共同プロジェクト開始時は国内メンバー3名であったが、1名が夏にスイスに移られた。よって、メンバー7名の滞在国は、イタリア(1名)、オーストラリア(1名)、韓国(2名)、スイス(1名)、日本(2名)と多岐に渡っている。コロナ禍もあり、対面で集まることが今年度は実現しなかったが、研究自体はオンラインを活用しながら、順調に進展しており、2022年2月23日にオンラインでワークショップを行った。

プロジェクトのテーマである、ESGやSDGsはCOVID-19感染流行前から欧州では高い関心を集めている。日本では年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年に国連責任投資原則(UNPRI)の署名機関となったことにより、急速に注目が高まった。ちなみに、GPIFは世界最大級の機関投資家である。更に、世界的なCOVID-19感染流行によって、グリーン環境だけでなく、広く社会的問題が重要視されるようになり、ESGやSDGsを扱う研究は、今後一層の発展が期待されている。

ここで、ESGやSDGsとは何なのか、簡単に説明をしておきたい。ESGとは環境(Environmental)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の頭文字から作られた言葉である。持続可能な世界の実現のためには、企業のESGへの取り組みは不可欠であると同時に、企業の価値向上や持続的成長のためにも企業のESGへの取り組みが必要である。そして、投資先企業のESGへの取り組みを考慮してESG投資が行われる。このような流れは、CSRやSRI、選別投資など呼称こそ違いますが、米国では1700年代から行われていると言われている。一方、SDGsはSustainable Development Goalsの頭文字から作られた言葉で、持続可能な開発目標と日本

語では訳される。持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)からなる国連の開発目標であり、SDGsは政府を主な対象としつつも企業を含めて、広く活動における国際的なガイドラインである。



WORKSHOP TIMESLOTS		
1. Ivan Etzo (University of Cagliari and CRENoS) <i>Green Innovation Diffusion and Migration Channel</i>	SEIKI	
2. Doo Bong Han (Korea University) <i>Environmental Innovation and Environmental Performance in High- and Middle-Income Countries</i>		
3. Tatsuyoshi Okimoto (Australian National University) <i>Effects of ESG Performance on Firm Value and Credit Spreads</i>		
BREAK 20 min.		
4. Sumiko Takaoka (Seikei University) <i>Credit Default Swaps and Corporate Carbon Emissions</i>		
5. Koji Takahashi (Bank for International Settlements) <i>Green House Gas Emission and Bank Lending</i>		
6. Norio Tokioka (Seikei University) <i>Optimality of Sustainable Investing Strategies</i>		
* Each speaker has 30 minutes including 5-10 minutes Q&A time.		

本共同プロジェクトでは、各メンバーの専門分野に基づいて研究を行っており、その内容も自然と多岐に渡ることになる。具体的には、移民・開発経済・環境技術・資源経済・ファイナンスに関する研究が2月23日のワークショップではテーマとなった。ワークショップは、時差の関係で、ソウル・東京時間午後5時、オーストラリア午後7時、イタリア・スイス午前9時から開始となり、休憩を20分入れて、約3時間後に終了した。参加者は本プロジェクトメンバー以外のゲストも3名参加した。その中には、ESGを

研究しているという、欧州から交換留学でKorea Universityにきている学生もあり、学生が気軽に参加できるという、オンラインならではの繋がりやすさを感じた。その反面、対面でワークショップを行っていただければ、研究報告後の休憩時間や親睦会など、互いの研究について意見交換をする場があったように思われる。オンラインでは質疑応答という形式になってしまうため、次年度以降は是非、対面で集まりたいという思いがメンバー間でも強く共有された。

コロナ禍において、こういう時だからこそ皆で何かしよう、と始めた共同プロジェクトのため、メンバーは非常に協力的で、来年度以降の共同プロジェクトの進展が楽しみである。当初は初年度に対面でのワークショップを予定したため、CAPSの担当者には海外からの研究者を迎えるにあたり、色々とお対応頂いた。対面でのワークショップは実現しなかったが、柔軟に対応して頂いたCAPSの皆さんに、この場をかりて、お礼を申し上げたい。

## CAPS 企画の報告

### 学生主催映画上映会 & シネマダイアログ「難民キャンプで暮らしてみたら」報告

成蹊大学 法学部政治学科1年 加藤 美和

アジア太平洋研究センター後援のもと、「難民キャンプで暮らしてみたら」（アメリカ、2015年）の上映会を開催した。成蹊小学生から大学生までの12名が参加し、上映後には「難民」に対するイメージや教育の重要性について対話が行われた。

①**開催趣旨**：日本の難民認定率は0.4%と極めて低い。その背景の一つに日本における「難民」への関心の低さや、「可哀そうな人々」などといった画一的な認識があると考え、映画を通して難民の人々の生き抜く姿を知ってもらいたいと思い、本上映会を企画した。

②**映画の内容**：上映作品である「難民キャンプで暮らしてみたら」は、2人のアメリカ人青年が、シリア難民の暮らすザタリ難民キャンプで1ヶ月日常生活を体験するドキュメンタリーである。作品の中で、トラウマを抱え学校に行くことができない少年や息子を殺害された絶望の中で前向きに生きようとする夫婦、3人の小さい子どもを育てながら一人で家計を支える母親など、困難に直面しながらも必死に生き抜く人々の強さが描かれている。

③**参加者の認識の変化**：本上映会では、上映前後に、「難民」に対するイメージを書き出すワークを行い、イメージの変化を可視化した。そこから分かったことは、難民の人々のありのままの声や嘆きを聞くことが私たちの持つ認識を大きく変える、ということである。

上映前に出されたイメージは大きく4つに分類できた。1) 貧しい、家やお金がないなど物質的欠如に関するもの、2) 自国や紛争から逃れてきた、危険にさらされている、差別を受けるなど「難民」という状態を表すもの、3) アフリカやアジア、中東、南米など難民が生まれる地域に関するもの、4) 他人事や日本とは関係ないなど難民と自身の関係性を表すものである。こうしたイメージは「難民」に関する情報の中で多く使用される表現である一方で、非常に画一的なイメージを構築している。難民として生活する人が少ない日本において、一般化された二次情報によって「難民」という目に見えない大きな存在が生み出されているといえる。しかし今回の上映を通して、難民一人一人の声や嘆

き聞きヒューマンストーリーに触れたことで、参加者の「難民」に対する認識が大きく変わった。例えば、「強い！」「少し自分たちと重なる部分（生活面で）があると感じた」「笑顔があって意外だった」「心の傷がかなりデカイ」である。一つの作品を通してこれまでの認識を変え、一般化された「難民」という存在を再定義し、難民の人々を自分の外にある他人ではなく、自分の経験の中の存在とすることができるとわかった。

さらに、上映後の参加者のイメージから気付くことは同じ作品を観ても参加者一人一人映画を観る視点や、捉え方が異なるということである。当日は上映後に、トラウマを抱えた子ども達への教育のあり方、私たちが持つ「難民」に対するイメージが作られる背景の二つをテーマに対話を行った。その中で、自分が教育を受けることができる尊さや子どものメンタルヘルスケアの重要性、また、メディアの持つ影響力や情報を受けとる側の姿勢など様々な意見が共有された。この対話を通して、多様な考えに触れ、各々の考えを深化させる場となった。さらに、今回はストリートチルドレンなど子どもの公平をテーマに卒業研究に取り組む小学生や、日ごろから難民問題に関心を持つ高校生、ゼミで国際関係を学ぶ大学生など、既存の教育では意見交換をするのが難しい学生同士の交流が生まれ、お互いの知的好奇心を高める機会となった。学年やカリキュラムによって先輩後輩関係などといった隔たりが生まれやすい中で、同じように社会の不条理に対し違和感を持ち、年齢に関係なくその違和感や学びを共有することで複眼的な視点を育むきっかけになることが分かった。今後も今回のような学年を越えた学びの場を作っていきたい。



**CAPS 設立 40 周年記念オンライン講演会**  
**「北東アジアと『近代』の出会い：多様性と独自性」報告**

CAPS ポスト・ドクター 鄭 康烈

本講演会は、成蹊大学アジア太平洋研究センター（以下、CAPS）の創立40周年を記念するイベントとして2021年9月に開催された。CAPSの高安健将所長が司会を務めた本講演会は、2018年から成蹊大学と包括連携協定を結んだ鳥根県立大学の石田徹准教授、山本健三教授、李暁東教授の三名にご講演をいただいたのち、それぞれの報告に対して、成蹊大学法学部の遠藤誠治教授、神戸大学大学院の黒川伊織研究員、成蹊大学法学部の金光旭教授よりコメントをいただく形で進行した。

各報告者の発表に入る前に、李暁東氏より本講演会のテーマについて説明がなされた。現在、北東アジアというものが取り上げられる際に一般的に争点となるのは、歴史認識や領土、安全保障といった諸国家間における相互不信の問題である。こうした問題の根っこを考えるためには、北東アジア諸国が西洋近代と出会ったころにまで歴史を遡ることが必要ではないか。北東アジア諸国と「近代」との出会い方の様相を詳しく検討することで、われわれが現在抱えている諸問題を解決するための手がかりを得ようというのが、本企画のねらいである。

① 対馬に来航する船からみる「近代」

はじめに、石田徹氏より「対馬と異国船——来着と渡航」と題する報告がなされた。対馬というポイントから北東アジアと「近代」を問う石田氏は、19世紀に編纂された対馬近海での異国船の来航記録を分析する。そこで議論されるのは、西洋諸国から来航する船に対する対馬の人びとの対応が、その周辺をとりまく幕府や朝鮮半島の人びととの関係性に規定される様子である。

たとえば、1859年にイギリス船が対馬近海の探索のために来航した際には、その前年に幕府が締結した安政の五カ国条約の基本姿勢にのっとり、できるだけこれを刺激しないよう穏やかに対応する姿勢が貫かれた。また、対馬藩の人間が駐在する釜山の「草梁倭館」に西洋船が来航した際には、これへの対応をめぐる、朝鮮半島の人びとと対馬藩との間で緩やかな連携がみられたという。

ほかにも、1870年に釜山に来航したドイツ船に対馬の人間が同乗していたことが、朝鮮半島の人びとの抱く日本観（「倭洋一体観」）の醸成に寄与し、当時の日朝外交にも影響を及ぼしたことなどが論じられた。北東アジアと「近代」との出会いを、西洋と対馬（日本）、朝鮮半島という三者関係で捉えることでみえてくる側面だといえよう。

石田氏の報告に対して、討論者である遠藤誠治氏からコメントがなされた。遠藤氏は、（少なくともコロナ禍に突入前では）日韓の交流が盛んになされていた事実を確認したうえで、両国の架け橋となり得る存在として対馬があるのではないかと述べる。対馬はかつて朝鮮半島との外交において中心的な役割を果たしたが、現代の文脈においてもそうした可能性はあるのか。これに対し石田氏は、近代化の過程で国家の中央集権化が進むなか対馬の主体性が低下したこと、その回復には地方分権化が必要になることなどを述べた。また、2018年に民間レベルの日韓両国関係者によって出された「対馬宣言」に触れつつ、日韓双方が文化・教育面で交流を図ろうとするこのようなイニシアチブの重要性についても言及し、応答を締めくくった。

② 朝鮮の独立運動家と「近代」との出会い

続いて、「朝鮮におけるアナーキズム的近代——20世紀初頭の東アジアにおけるクロボトキン主義の拡散と『朝鮮革命宣言』』というタイトルのもと、山本健三氏による報告がなされた。山本氏は、19世紀後半から20世紀前半にかけて活動したロシアの政治思想家ピョートル・クロボトキンと、彼の思想から強く影響を受けた朝鮮の独立運動家である申采浩を取り上げ、クロボトキンの思想がなぜ植民地期の朝鮮において暴力肯定論として受容されたかを分析する。

まず、クロボトキンの思想が朝鮮で影響力をもった事情として、それが大日本帝国の帝国主義批判の論拠を提供するとともに、被支配の側による反逆を道徳的に擁護・正当化するものとして受け容れられたことがある。クロボトキンの思想のこうした受容は、当時の反植民地運動を率いた申采浩

にもみられる。彼はクロボトキンの科学至上主義と道徳的純粋性を尊ぶ精神性から、急進的な方法による変革という発想を導き出した。

山本氏は、クロボトキン主義から帝国主義的暴力への対抗的主体を創出しようとする模索が〈朝鮮におけるアナキズム的近代〉の特徴であると、そこには、日本におけるクロボトキンの思想の受容のされ方とは区別される特異性もみられるという。植民地支配から生み出される被支配者としての独自の歴史認識と、「科学的道徳」のイデオロギーの接合とが、暴力をも肯定する申采浩のような主体の創出を導いたのである。

この報告を受けて、討論者である黒川伊織氏からいくつかの質問がなされた。黒川氏は、申采浩がアナキズムに接近していく背景に、非暴力主義を掲げた三・一独立運動の敗北を目の当たりにしたことがあったのではないかと問いかける。これに対し山本氏は、三・一独立運動は申采浩のその後の思想的展開（「新政府樹立」よりむしろ「破壊」という方向に向かった）にとって重要な契機だったとした。

### ③ 中国の法思想家にみる北東アジアと「近代」との出会い

最後に第三報告として、李暁東氏が「近代中国における『法学』の誕生——穂積陳重と梁啓超」というタイトルの報告をおこなった。李氏は北東アジア諸国による近代的法典の編纂過程から北東アジアと「近代」との出会いを分析する。曰く、こうした法典の編纂過程は、単にアジア諸国が近代的な法的思考様式を受容するだけのプロセスではなく、西洋の思想と自国の伝統的慣習や理念との折り合いをつける試行錯誤のプロセスとして把握すべきであるという。

李氏が取り上げるのは、明治期日本の法学者として著名な穂積陳重と、近代中国の代表的な啓蒙思想家である梁啓超の二人である。穂積陳重はフランス人法学者のポアソナードが起草した民法典をめぐり明治期に巻き起こった「民法典論争」に加わった経緯があり、西洋近代の法思想と日本の伝統との折り合いに葛藤した。また、戊戌政変後に日本に亡命した梁啓超は日本経由で近代的自然法と出会うことになるが、彼もまた、普遍的だとされた西洋近代の枠組みのなかに自国の伝統や慣習

を正当に位置づける課題に向き合った人物と考えられる。

李氏の報告でとりわけ興味深いのは、穂積陳重と梁啓超の関係性についての言及である。曰く、梁啓超は自身の「中国法理学発達史論」という論文のなかで、穂積陳重が「礼と法」という論文で展開した枠組みを借りつつ論を展開したという。つまり、梁啓超は陳重を経由して西洋の自然法の思想を受容し、それを中国の文脈に置き換えて自身の法理学を展開したのである。北東アジアと「近代」との出会いがいかになされたのか、その内実を示す重要な事実だといえるだろう。

この報告を受け、討論者である金光旭教授からいくつかの質問がなされた。そのうちの一つに、梁啓超が具体的にどのような点で穂積陳重から影響を受けたのかという問いかけがあった。これに対し李氏は、世俗的な権力や君主を拘束する自然法の役割に気づくという点で、梁啓超は陳重から大きなヒントを得たとのリプライがなされた。

以上のような構成で、CAPS創立40周年記念企画として開催された講演会は幕を閉じた。会の終わりに遠藤誠治氏が感想として述べられたように、西洋と北東アジア諸国（日本、朝鮮、中国）との出会いが単なる一対一関係としてあるのではなく、いわゆる「ウェスタン・インパクト」以前から続く北東アジア諸国間の相互作用も含めた絡み合いとしてある事実が浮かび上がったことは、本講演会の成果であったといえよう。



配信画像より：

遠藤誠治 教授  
石田徹 准教授

金光旭 教授  
山本健三 教授  
高安健将 所長

李暁東 教授  
黒川伊織 研究員

## CAPS 研究員 研究内容紹介

## 「沖縄県の自治体外交」

CAPS 主任研究員 小松 寛

国際関係論では依然として、国家を主要なアクターとする見方が主流である。しかし地方政府の活動について、まったく看過されてきたわけではない。1980年代、地方政府による国際活動をソルダトス (P. Soldatos) はパラディプロマシー (Paradiplomacy) と捉えた。ホッキング (B. Hocking) は中央政府と地方政府の対立ではなく重層性に重きを置く「多層外交 (a multi-layered diplomacy)」を提示した。近年では sub-state diplomacy といった表現を用いる研究も登場している。日本では「自治体外交」と呼ばれることが多いが、ジェイン (P. Jain) はそれを「国際交流」「国際協力」「経済外交」「ハード外交(安全保障)」の4つに類型している。

このように国際関係論は地方政府 (自治体) による外交に確かな関心を寄せてきた。しかしながら、沖縄県の自治体外交に関しては、いまだ十分に引き上げられてきたとは言えない。沖縄返還や基地問題などを扱った、日米外交に関する研究は枚挙に暇がないのと対照的である。

しかし、実際の沖縄県は独自の自治体外交を展開している。2010年に策定された沖縄県の基本構想「沖縄21世紀ビジョン」では「沖縄のソフトパワーを活用した平和協力外交の展開等を沖縄が積極的に担い、アジア・太平洋地域の持続的安定と平和に資する『新たな外交地域』として独自の貢献を果たす」としている。

具体的な活動例としては、県知事による訪米がある。これまで幾度となく行い、基地問題に関して政府高官への要請を行っている。2015年には国連人権理事会でスピーチを行った。経済関係ではアジアにおいて積極的に展開し、直行便の就航要請や、台湾とはパートナーシップ港、福建省とは経済交流促進に係る覚書を締結している。

このような沖縄県による国際活動は1972年の日本復帰時まで遡ることができる。当然ながら自治体外交は国家から自由であったわけではない。常に国家間関係の影響を強く受けてきた。そのひとつが台湾の帰属問題である。

70年代、日本復帰を実現させ沖縄県知事となっ

た革新の屋良朝苗は、米軍占領期には交流が途絶えていた中華人民共和国を訪問する。屋良を迎えた鄧小平副首相は沖縄返還と同様に「中国の領土である台湾が中国に戻るのも日本人として異議があるはずはない」と述べた。

80年代、保守の西銘順治県政は日本復帰後に関係が途絶えていた台湾との関係回復に注力する。沖縄県は台北に海外事務所の設置を目指す。台湾とは国交がないため日本政府は難色を示していた。しかし結果として、90年に沖縄県初の海外事務所が台北に開設された。

90年代、革新の大田昌秀県政は冷戦終焉を契機とし、中国福建省との友好関係構築を行い、97年には福建省との友好県省締結に至った。しかし、福建省はその条件として知事・副知事による台湾訪問の禁止を要請し、県はその条件を受け入れていた (小松寛「沖縄県による自治体外交と中台問題」平良好利・高江洲昌哉編『戦後沖縄の政治と社会—「保守」と「革新」の歴史的位相』吉田書店、2022年)。

このような沖縄県によるアジア地域での交流活動について、いまだ学術的に意味づけられてきたとは言いがたい。中央政府はもとより、国際組織や多国籍企業、NGOなどとも異なる地方自治体による国際活動は、中央政府と非政府組織の中間的性質を持つ。自治体外交の実態と特徴を適切に捉えることは、国家間関係だけでは見えてこない、東アジア国際関係のより深い理解へとつながるであろう。



1974年、鄧小平副首相 (中央) と会談する屋良朝苗沖縄県知事 (左から2人目) (沖縄県公文書館所蔵)

## シリーズ 本を読む

## 『文化的に生きる権利—文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』

(中村美帆(著)、春風社、2021年)

文学部 教授 川村 陶子

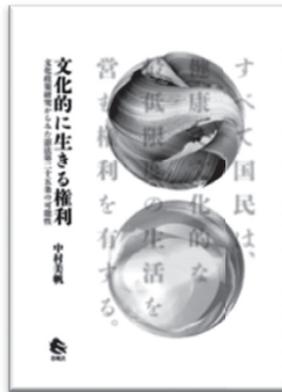
学部で担当する講義「国際文化論」の学期2回目ぐらいの授業で、毎回文化の概念について検討する。その際、学生からの反響が大きいのが、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の「文化」はどのような内容をさすのか、という問いだ。2021年度のオンライン授業でも200名近い受講者が具体例とともに意見を寄せ、「文化は生活におけるプラスαだと思う」「文化は不要不急ではない」といった熱い議論が展開した。

この憲法第25条の「文化」に徹底的にこだわり、文化政策研究の見地からそこに込められた思想や実践的可能性を追究したのが本書である。本書の著者は法学部から人文系の大学院に進学し、従来の憲法研究とは異なるアプローチでこの条文を分析した。これまでの憲法学では、憲法第25条を生存権の観点から検討してきたが、その際に「文化」という文言は長らく研究対象として主題化されなかったという。2000年代に入って憲法における「文化」の概念に注目が集まるようになったが、それは主に表現の自由との関連からであり、第25条の生存権との関連で文化が論じられることはなかった。憲法の中で唯一文化に言及しているこの箇所が約70年ものあいだ研究上の空白領域だったのだ。文化を考え学び、実践する者にとっては大問題である。

著者は本書で、憲法第25条が規定する「文化的に生きる権利」が、文化政策の基本理念のひとつである文化権(cultural right)と関連づけられうるかどうかを、多角的、網羅的に検証している。憲法第25条そして日本国憲法の成立過程、憲法制定の際の附帯決議に記された「文化国家」概念の歴史的展開、生存権の思想史における「文化」の扱い、さらには第25条の条文を提案した森戸辰男と鈴木義男の人物像までを詳しく分析し、最後に文化権の思想的・制度的・学問的發展を整理した上で、以

下のように結論づける。

「日本国憲法第25条第1項は、時代に応じた文化的生活を生存権の保障内容に呼び込む文言であり、国際社会の動向をふまえた文化権の憲法上の根拠規定として、読むことができるテキストである。その読みが今日実現に至っていないのは、第25条の文言それ自体というよりも、そのように憲法を読んできた私たち社会の側の解釈の問題、究極的には主権者の側の意思決定の問題である。」(328-329頁)



本書は以上のように、文化政策研究の見地から憲法や文化をめぐる権利思想の研究に新たな扉を開くものであるが、同時に文化の概念史研究としても興味深い。とりわけ近代日本においてドイツの文化(Kultur)や文化国家(Kulturstaat)概念が輸入され独自の発展を遂げていく過程の叙述は、文化概念をめぐる国際文化関係の歴史としてスリリングに読むことができる。憲法第25条を考案した人びとは1920年代前半のドイツに滞在経験があり、当時のワイマール憲法に大いに共感していたというが、同憲法の当該条文(第151条)では「人間たるに値する生活(menschenwürdiges Leben)」という表現を用いており、文化に関する言及はなかった。「人間たるに値する生活」を「文化的な生活」と読み替えたのは日本国憲法のオリジナルな用語法である。憲法第25条は、文化概念が日本で独自の展開を遂げたひとつのステップととらえることもできよう。

本書は文化政策研究上の関心から日本国憲法第25条における「文化的に生きる権利」の思想的広がりや照射したが、逆に本書の議論から「文化政策が扱う文化とは何か」「文化権とはなにか」を考え直すこともできる。コロナ禍そして戦争が展開する今、本書の論点をふまえ、人間が文化的に生きるための政策実践のありかたを、新世代の主権者である学生たちとともに考えていきたい。

## CAPS 活動報告 (2021.12.16 ~ 2022.3.15)

### 1. 公開講演会、研究会等

#### 2021年度オンライン映画上映会【CAPS CINEMA】

<多様なテーマの17作品がオンデマンドで視聴可能>

期 間	2021年4月1日(木)～2022年3月31日(木)
対 象	684名(3月15日現在、内訳は学生654名・教職員30名) ※学内者 先着1,000名
作 品 名	『1日1ドルで生活』、『シード～生命の糧～』、『ジェンダー・マリアージュ～全米を揺るがした同性婚裁判』、『ソニータ』、『ハッピー・リトル・アイランド～長寿で豊かなギリシャの島で～』、『マヤー 天の心、地の心～』、『気候戦士～クライメート・ウォーリアーズ～』、『最後の楽園コスタリカ～オサ半島の守り人～』、『女を修理する男』、『静寂を求めて～癒やしのサイレンス～』、『難民キャンプで暮らしてみたら』、『happy～しあわせを探すあなたへ』、『ヴィック・ムニーズ／ごみアートの奇跡』、『おクジラさま ふたつの正義の物語』、『ザ・トゥルー・コスト～ファストファッション 真の代償～』、『バベルの学校』、『ポバティー・インク～あなたの寄付の不都合な真実～』
配給会社	ユナイテッドピープル(株)

#### CAP主催研究会

#### 「戦後沖縄の政治と行政—『保守』と『革新』を問い直す」

<ライブ配信・登録制>

期 間	2022年2月21日(月) 14:00～17:00
出 演 者 (敬称略)	【報告】 高江洲 昌哉(神奈川大学等 非常勤講師) 川手 撰(後藤・安田記念東京都市研究所 主任研究員) 櫻澤 誠(大阪教育大学教育学部 准教授) 【討論】 上原 こずえ(東京外国語大学世界言語社会教育センター講師) 池宮城 陽子(日本学術振興会 特別研究員 PD)
司 会 者	小松 寛(CAPS 主任研究員)
参 加 者	65名

### 2. 会議の記録

開 催 日	2021年12月20日(月)～22日(水)
会 議 名	臨時企画執行委員会(メール会議)

開 催 日	2022年1月26日(水)
会 議 名	企画執行委員会 (ZOOMによるオンライン会議)

開 催 日	2022年3月9日(水)～3月11日(金)
会 議 名	臨時企画執行委員会(メール会議)

#### CAPS Newsletter No.154

2022年4月15日発行

編集発行：成蹊大学アジア太平洋研究センター  
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <https://www.seikei.ac.jp/university/caps/>

CAPS の公式ウェブサイトは  
コチラ→

